

厚生労働大臣の定める掲示事項

4. 医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6に掲げる手術に係わる施設基準 (2023年1月～2023年12月までの実績)

	区分1に分類される手術	件数
ア	頭蓋内腫瘍摘出術	0件
イ	黄斑下手術等	5件
ウ	鼓室形成手術等	0件
エ	肺悪性腫瘍手術等	4件
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0件

	区分2に分類される手術	件数
ア	靭帯断裂形成手術等	6件
イ	水頭症手術等	11件
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0件
エ	尿道形成手術等	0件
オ	角膜移植術	0件
カ	肝切除術等	21件
キ	子宮付属器悪性腫瘍手術等	0件

	区分3に分類される手術	件数
ア	上顎骨形成手術等	0件
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	3件
ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	1件
エ	母指化手術等	0件
オ	内反足手術等	1件
カ	食道切除再建術等	0件
キ	同種死体腎移植術等	0件

	区分4に分類される手術	件数
ア	胸腔鏡・腹腔鏡を用いた手術	210件

	その他の区分に分類される手術	件数
ア	人工関節置換術	53件
イ	乳児外科施設基準対象手術	6件
ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	0件
エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む。）及び体外循環を要する手術	0件
オ	経皮的冠動脈ステント留置術	0件